

横浜市アーケード等連絡協議会について

開催日 : 案件ごとに調整します。

提出図書 : 事前に担当者と調整したうえで、開催日の14日前までに、許可申請概要書及び必要図書を提出してください。

※建築審査会包括同意基準に該当するものについては、アーケード等連絡協議会を省略できる場合があります。その場合、県警本部交通部交通規制課、道路・交通政策局道路部管理課、消防局予防部指導課と個別に調整してください。

横浜市アーケード等連絡協議会規約

昭和32年4月1日制定

令和8年4月1日改正

(目的及び設置)

第1条 アーケード等の設置許可等に関する連絡及び調整を行うためアーケード等連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

神奈川県警察本部交通部交通規制課長

横浜市道路・交通政策局道路部管理課長

横浜市消防局予防部指導課長

横浜市建築局建築指導部市街地建築課長

(連絡委員)

第3条 協議会には連絡委員をおく。連絡委員は建築局建築指導部市街地建築課長とする。

(関係者)

第4条 協議会は必要があると認めた場合には、関係者の出席を求めることができる。

(招集)

第5条 協議会は、連絡委員が招集する。

2 連絡委員は緊急やむを得ない場合を除き、開会3日前までに会議の日時、場所及び付議する事項を委員に通知する。

3 委員は必要があると認めるときは、連絡委員に招集を請求することができる。

(次ページあり)

(所管事項)

第6条 協議会は次の各号に掲げる事項に関する関係当局間の事務の連絡調整について協議する。

(1) 「アーケード設置基準」及び「道路の上空に設ける通路の許可基準」の運用に関すること。

(2) (1)のほか建築基準法第44条第1項に基づく道路内建築制限の運用に関すること。

ただし、「建築基準法第44条第1項に基づく道路内の建築制限における許可の建築審査会包括同意基準」に適合しているものは、付議を省略できるものとする

(3) アーケード及び道路の上空に設ける通路に関する法令違反の措置に関すること。

(4) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建築局建築指導部市街地建築課が行う。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は連絡委員が協議会にはかって定める。

附則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。